

入札参加資格確認資料作成要領・入札参加様式（土木コンサル）

1 同種業務実績

ア 同種業務の定義

一般競争入札公告個別事項「参加資格」の「3企業の業務実績」に示すとおり。

イ 元請けとして請負い、令和3年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成している業務の中から、アに示す規模以上の同種業務実績を次のウ、エにも留意して記載すること。

ウ 業務実績として記載する発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。なお、記載する発注機関の優先順位は、山梨県、国機関、都道府県、政令指定都市、独立行政法人等の順とし、その実績を記載すること。

エ イ、ウで示した条件に該当する業務実績が複数ある場合は、まず、山梨県内における業務実績を記載すること。これが無い場合は、他の都道府県における業務実績を記載すること。

オ 内容は、業務名、発注機関名、履行場所等のほか、業務内容等を記載すること。

カ 過去の同種業務実績について証明するための添付資料として、当該業務の契約書、委託業務契約用設計書表紙、内訳書等（以下「契約書等」という。）の写しで実績が確認できるものを添付すること。ただし、テクリス（TECRIS：測量調査設計業務実績情報システム）に登録があるものについては、テクリス登録番号を記載すれば、添付の必要はない。

キ 契約書等の写しがない実績については、実績として認めないので記載しないこと。

2 資料提出にあたっての留意事項

ア 配置予定技術者の資格を証明する書面とは、技術士の場合は「技術士法」第34条第1項に基づく「技術士登録証」の写し、RCCMの場合は「RCCM資格制度施行規定」第8条第2項に基づく「RCCM登録証」の写し、土木学会認定土木技術者の場合は「土木学会認定土木技術者資格制度に関する規定」第5条第1項に基づく「資格認定書」の写し、国土交通省登録技術者の場合は「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」第2条第2項により国土交通大臣の登録を受けた資格の資格証の写し。なお、上記写しで業務に該当する選択科目が分からない場合は、該当する選択科目がわかる資料を添付すること。

イ 入札参加資格確認資料（入札参加様式及び添付資料）については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を事前に十分確認してから提出すること。

ウ 入札参加様式及び添付資料については、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。

その際、添付漏れがないよう注意すること。添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。

エ 入札時の提出書類（業務内訳書）についても、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。

発注機関一覧表

機関等	内訳
山梨県	(企業局を含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省（庁） 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県（政令指定都市を含む）
独立行政法人	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力、ガス 電話会社 J R、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社